

第1項 アンケート調査の目的と実施にいたる経緯

平成24年(2012)1月13日に埼玉県立文書館で開催された第7次専門研究委員会検討会において、本専門研究会の研究テーマの設定や活動計画などが話し合われた。テーマは東日本大震災が地域史料に甚大な被害をもたらしたことを受け、現時点で最も関心が高く、かつ、喫緊な課題である災害対策を扱うこととなり、研究テーマ案についての情報収集および資料収集についての方法として、関係諸機関へのアンケート調査を実施することが提案された。これは、過去の専門研がいずれもアンケート調査を実施して、その成果を分析して報告書作成に役立てていることや、アンケートの項目案を作成していく過程が、報告書の構成案を練り上げることや、対象とするテーマをより深く掘り下げることにつながることにもよる。

アンケートの対象としては、埼玉史協会員自治体のほか、未加入の県内自治体をはじめ、全史料協会員が候補としてあがった。一方で、地域性を考慮すれば県内だけでも良いのではないかと、あるいは情報提供のありそうな県外の機関にも対象と広げるのかといった意見もだされた。

第2項 アンケート調査の実施と概要

平成24年7月25日に埼玉県立文書館で開催された第1回専門研で情報収集手段として平成24年度中にアンケートを実施することが決定され、次回専門研に各委員が調査の概要についてそれぞれの案を持ち寄り検討することとなった。同年9月20日に開催された第2回専門研で提出された各委員の原案を検討した結果、内容を通常の防災対策などを扱う「日常的部分」と、災害発生時と復旧対策を扱う「非日常部分」に分け、さらに「日常的部分」に①収蔵施設、②設備、③組織、④史料管理、「非日常部分」に⑤災害の有無、⑥被災時の対応、⑦復旧対策といった項目を立て、各委員で分担を決め、具体的な質問案を作成することとなった。送付先としては、埼玉史協会員をはじめ、全史料協の自治体会員が候補にあがった。これは、埼玉県内だけだと情報に偏りが生じてしまうことや地域によって、防災に対する取組が違うことから、より多くの



第7次専門研究委員会（行田市郷土博物館）

情報や事例を参考にするためであった。

同年11月20日に開催された第3回専門研で各委員が担当項目の原案を持ち寄り、それぞれ検討を加えた。その結果、対象資料は紙資料を中心とした質問内容とすること、災害や防災に関するマニュアルについては、回答のほか様式も送ってもらうこと、文言が複雑にならないよう統一する、原則回答は選択式にする、災害発生時の対応は東日本大震災の際の対応について回答してもらうといった意見がだされた。

これらも含めて、検討した内容を各委員が自身の原案に反映させ修正したものを座長に送付し、一本のアンケートに取りまとめることとなり、実際に各機関に送付するアンケートの形に仕上げた試案が同年12月17日の第4回専門研に提示された。これに修正を加えて平成25年（2013）1月30日付埼史協第24号において、埼史協会員および全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の機関会員合わせて162機関に宛てて「専門研究委員会アンケートの実施について」を送付した（依頼文およびアンケート本文は資料編103頁）。

本アンケートの質問は大きく分けると、地域史料の管理担当課所館に関する質問や行政管理の地域史料、個人管理の地域史料、保存施設の設備、組織といった日常的な史料管理の中の防災対策に関する内容と、地域史料ならびに保管施設の被災、地域史料の災害発生時の対応、地域史料の復旧対策の二つに分かれている。これは各機関の日常的な防災対策の実態を把握したいことと、災害発生時に各機関がとった対応を知ることが、本研究会の目的である防災マニュアル作成に不可欠であると考えたためである。全体を俯瞰するために質問とあわせてまとめると以下のとおりとなる。

I 地域史料の全体的な質問について

1. 地域史料の管理を担当している課所はどこですか。
2. 地域史料防災組織に関する何らかの予算措置を講じていますか？

II 行政管理の地域史料について

1. 地域史料はどのように保存していますか？（複数回答可）
2. 地域史料の保存状況について、どの程度確認していますか？
3. 地域史料の保存庫、または保存室の湿度管理は実施していますか？
4. 収蔵している地域史料の燻蒸は実施していますか？
5. 地域史料の目録はありますか？（複数回答可）
6. 地域史料のマイクロフィルム、または画像デジタル化は実施していますか？

また、その地域史料はその後どうしていますか？

7. 地域史料の保管方法について、マニュアル等を作成していますか？

III 個人管理の地域史料について

1. 古文書の所在調査を実施していますか？（複数回答可）

2. 過去に調査をした古文書について、追跡調査を実施したことがありますか？

3. 古文書のうち、指定文化財はありますか？

4. 古文書の整理作業は実施されていますか？

5. 古文書の整理作業はどのようなものですか？（複数回答可）

6. 古文書はどのように保存されていますか？（複数回答可）

7. 古文書の保管方法や非常時の連絡先等、所蔵者のためのマニュアルや案内を作成していますか？

IV 保存施設について

1. 保存施設が立地している地形はどこですか？

2. 保存施設の周辺は、どのような環境ですか？

3. 地域史料を保存している場所はどこですか？（複数回答可）

4. 現行保存施設についてお聞きします？

①保存施設は耐震設計されていますか？

②災害に配慮した施設づくりになっていますか？

③災害に対して、対応マニュアルはありますか？

V 保存施設の設備について

1. 保存施設の出入口や窓に侵入防止装置はありますか？（複数回答可）

2. 保存施設の防犯警備システムはありますか？（複数回答可）

3. 保存施設の火災警報設備はありますか？（複数回答可）

4. 保存施設の火災予防施設はありますか？（複数回答可）

5. 保存施設を含む各所の消火設備はどれですか？（複数回答可）

①収蔵庫 ②一般事務室 ③展示室 ④閲覧室 ⑤その他

6. 設備などの災害対応はどのような措置を実施していますか？（複数回答可）

VI 組織について

1. 地域史料の防災組織・体制について明文化されていますか？（複数回答可）

2. 地域史料保存機関・施設独自の防災組織・体制を定めていますか？

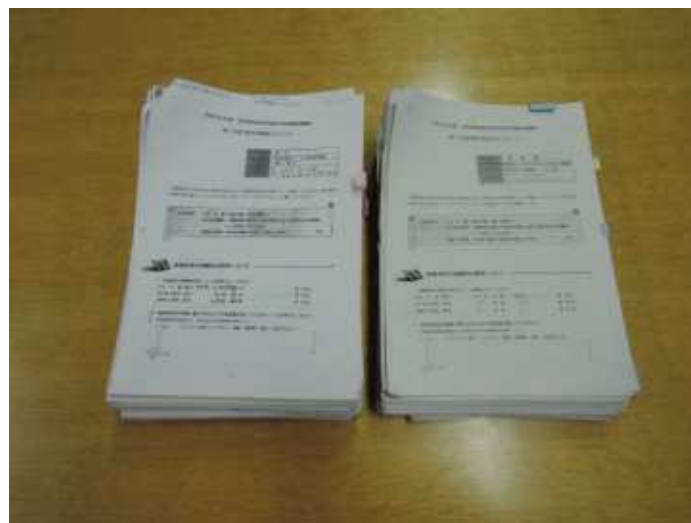
3. 他の自治体や大学・研究機関など、連絡および組織的連携を図っていますか？

VII 地域史料ならびに保管施設の被災について

1. 過去に地域史料ならびに保管施設が被災したことがありますか？
2. 平成23年3月11日に発生した東日本大地震において地域史料及び保存施設などに被害を受けましたか？
3. これまでに災害が発生した際に、所蔵者が個人の地域史料などについて被害の確認は行ないましたか？

VIII 地域史料の災害発生時の対応について

1. 災害発生時の地域史料被害への対応についてお聞きします。
 - ①災害発生後、館内の展示室で資料の状況確認を行なうことが出来ましたか？
 - ②資料の状況確認の際、被災した資料の状況を記録することが出来ましたか？
 - ③展示資料の移動、もしくは傾くなどした場合、その後の処置はどうしましたか？
 - ④展示資料が破損した場合に、その後の処置はどうしましたか？
 - ⑤災害発生後、保存施設などで資料の状況確認を行なうことが出来ましたか？
 - ⑥保存施設などにある収蔵資料が移動、もしくは棚から落下などした場合、その後の処置はどうしましたか？
 - ⑦収蔵資料の破損が確認された場合、その後の処置はどうしましたか？
2. 保存施設に収蔵していない資料の被害への対応についてお聞きします。
 - ①災害発生後、収蔵資料以外の資料について、被害状況などの調査・確認は行いましたか？
 - ②前項で「行った」と回答した場合、確認調査を行なったのは災害発生後、どのくらい経過してからですか？
 - ③確認調査にあたり、基礎となる資料の台帳や調書などがありましたか？
 - ④被災資料の保存措置などについて、どのような対策をとりましたか？



アンケート用紙

Ⅹ 地域史料の復旧対応について

1. 東日本大震災以前に、被災資料の復旧に関する行動計画やマニュアルがありましたか？
2. 前項で「あった」と回答した場合、東日本大震災では、行動計画やマニュアルどおりに対応できましたか？
3. 2で「対応できなかった」と回答した場合、出来なかった要因は何が考えられますか？
4. 東日本大震災以降、復旧に関して行動計画やマニュアルの新設・改正などありましたか？
5. 東日本大震災の復旧に際して、文化財等レスキュー事業を受けましたか？
6. 東日本大震災の復旧に際して、文化財等レスキュー事業として職員派遣などありましたか？
7. 東日本大震災の復旧に際して、資料そのもの以外に改修を加えたものはありますか？
8. 東日本大震災の復旧に際して、参考とした、事例または、今後復旧が必要になった場合に参考になりそうな事例はありますか？
9. 東日本大震災被災地での文化財の復旧対応について、担当課としてどのような事をされましたか？（複数回答可）
10. 復旧の対応をとるにあたり、課題となる点は何が考えられますか？（複数回答可）
11. 復旧の対応をとるにあたり、貴自治体以外の機関へ望むことは何か考えられますか？（複数回答可）

◎その他、日常業務での取組み、災害時や復興時における地域史料の取り扱いや救出について、ご自由にご意見をお願いします。

アンケートは平成25年2月28日を回答期限としてお願いし、最終的に埼玉史協会員は100%の58件、全史料協の機関会員は104件中77件の回答をいただき、これらを合計すると135件、83.3%の回答率であった。

提出されたアンケートについては、平成25年3月21日に開催された第5回専門研で集計を開始した。年度末のご多忙のなか回答にご協力いただいた各機関には感謝申し上げます。

第3項 アンケート調査結果の分析

以下は、前項のように行ったアンケート調査の結果について分析を加えたものである。アンケートの回答内容の集計結果については資料編114～139頁にまとめているの

で参照されたい。

なお、当該アンケートにおける「地域史料」とは、①諸家文書、団体文書などの古文書、②文書管理の規定での保存年限とは別に歴史的文化的資料として保存している行政文書、③自治体史編さん過程で収集した史料である編さん資料など、主に紙媒体の史料とする。

また、アンケートの回答を依頼した自治体の中には、例えば博物館と文化財保護課のように複数の課所館から回答していただいたところもある。したがって、アンケートの依頼数は135だが、回答をよせていただいた課所館は合計184となった。

本項のアンケート結果の集計は、埼玉史協会員からの回答と全史料協機関会員からの回答を合わせたものである。しかし、これらの課所館全てが質問項目の全てに回答をいただいたわけではないので、分析に使用した%は、それぞれの質問ごとに回答をいただいた課所館を分母として算出した。

(1) 「I 地域史料の全般的な質問について」の分析

◎ I - 1 地域史料の管理をしている課所はどこですか？

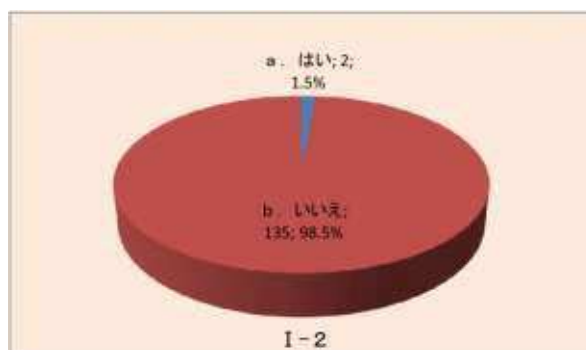
まず、上記の地域史料を管理している担当課所（以下、「機関」とする）について尋ねた。回答は、回答内容から判断できる機関単位で集計し、合計184機関の情報を得ることができた。この数は機関以下の担当、係、グループなどで管理を分けていると回答があった場合でも便宜上一つの機関にまとめている。

地域史料を①古文書、②行政文書、③編さん資料に分けた場合、①古文書～③編さん資料の全てを同一機関で管理しているのが78で全体の42.4%を占める。②行政文書のみを管理している機関が29で15.8%、①古文書と③編さん資料を管理しているのが23で12.5%、①古文書のみが21で11.4%、②行政文書と③編さん資料が16で8.7%、以下③編さん資料のみが10、①古文書と②行政文書が7と続く。

①～③の全てを同一機関で保管している78機関と、①古文書と③編さん資料を同一課所で保管している23機関とを合わせると101となり、全体の約54.9%が古文書と編さん資料を同一機関で保管しているという結果が得られた（資料編138頁 別表1）。

◎ I - 2 地域史料防災組織に関する何らかの予算措置を講じていますか？

つぎに、地域史料の防災組織に対する予算措置の有無について尋ねた。ここでいう



地域史料防災組織とは、自治体以外の外部組織や団体のことで、これらの団体に対して史料の防災に対する何らかの財政的な措置を講じているかという趣旨の設問であったが、講じていると回答したのは2機関のみであった。この2機関も通常の消防設備点検委託や埼玉史協のような史料保存連絡機関への参加を回答したものであるから、実

際には、地域の外部組織や団体への予算措置はゼロ回答ということになる。

(2) 「II 行政管理の地域史料について」の分析

「II 行政管理の地域史料について」では、自治体が管理する地域史料の管理状況について、日常の保存環境や目録作成など管理史料内容の把握などについて尋ねた。

◎II-1 地域史料はどのように保存していますか？

まず、地域史料の保存容器について、文書保存箱・中性紙保存箱・保存用封筒などに分けて尋ねた。文書保存箱を使用しているのが全体の31.1%、中性紙保存箱が24.3%、保存用封筒と中性紙保存箱を使用しているのが33.3%となっており、3割以上の機関で、中性紙による保存封筒と箱を使用している。その他の回答をみると保存対象となる史料によって方法は様々で、史料の状態に応じて適宜入れ替えている場合や、直接配架する場合など、各機関の状況に応じて取れる手段で対応しているところも多い。

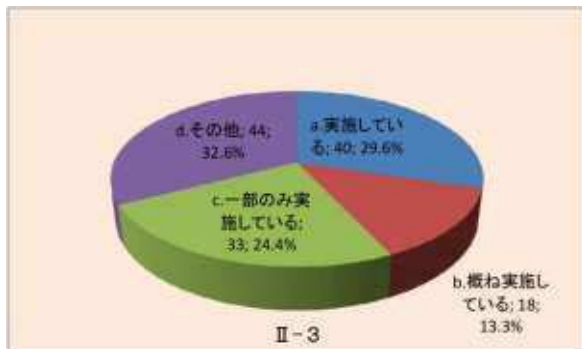


◎II-2 地域史料の保存状況について、どの程度確認していますか？

地域史料の保存状況の日常的な確認について尋ねたところ、確認している機関が109機関、88.6%となった。このうち、確認の頻度についてはほぼ毎日、1週間、1ヶ月、半年までは2~4%台で合計すると全体の14.4%、1年ごとが16.1%となった。これらを合わせると31.5%となり、3割の機関が期間の長さに差はあるものの、定期的に確認を行っている。しかし、収蔵史料の保存状況確認作業は時間と労力が膨大にかかる仕事でもあり、利用があるときと回答したのが86機関、69.4%となっていることから、通常は人の目に触れることのない史料の状態確認の必要性の有無も含めて、これに作業人員を割くことができない現実が背景としてあることを示している。



◎ II - 3 地域史料の保管庫、または保管室の湿度管理を実施していますか？



保管室の湿度管理については、「a. 実施している」、「b. 概ね実施している」、「c. 一部のみ実施している」を合計すると 91 機関、67.3%となった。その他の中に未実施が含まれるが、役所の文書保管庫や倉庫などでは管理が難しいこともあると思われる。

◎ II - 4 収蔵している地域史料の燻蒸は実施していますか？

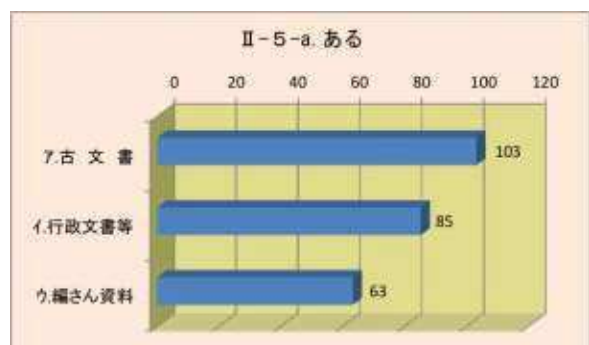
燻蒸については、毎年・隔年問わず実施しているのが 25.0%となっている。一方で、実施していないと回答した機関が 52.2%と半数を超えている。これは、回答した機関



が文書館・博物館といった史料保存を主業務とする機関なのか、あるいは役所の総務課などの行政文書管理担当なのかによって大きく分かれると思われる。庁舎内で保存している行政文書に薬剤燻蒸を行なうことは現実的に無理であり、このような回答内容となっているのであろう。

◎ II - 5 地域史料の目録はありますか？

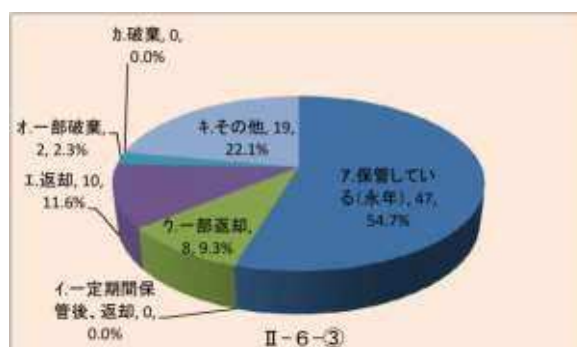
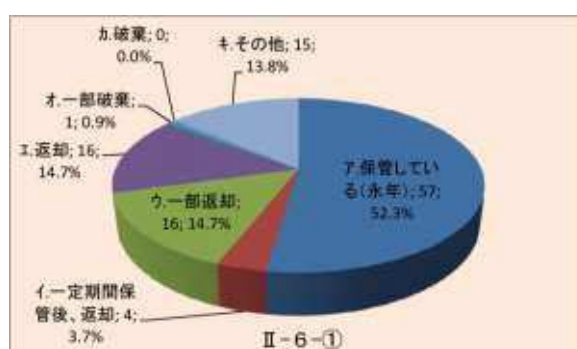
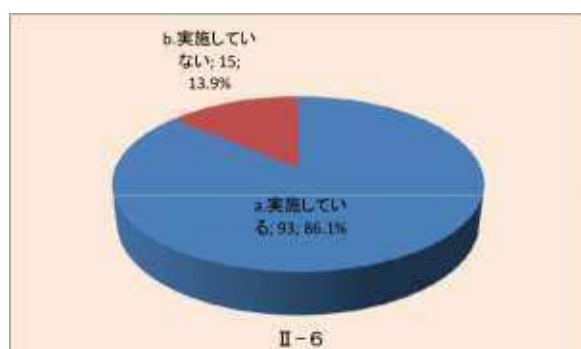
地域史料の目録の有無については、「a. ある」と回答したのが 117 機関、79.1%で、作成中も含めると 143 機関、96.7%の機関で目録作成が行なわれている。このうち、史料の種類別の割合は古文書 88.0%、行政文書など 72.6%となっている。



◎Ⅱ-6 地域史料のマイクロフィルム、または画像デジタル化は実施していますか？また、地域史料は、その後はどうしていますか？

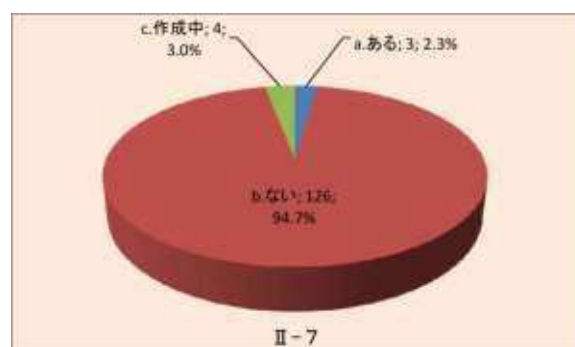
マイクロフィルム・画像デジタル化については、「a. 実施している」が93機関、86.1%であった。マイクロフィルム・画像デジタルの保存と活用について、各自治体でどのように実施されているか気になるところである。

地域史料のその後については、①古文書は「ア. 保管している」が52.3%であり、返却の場合でもマイクロフィルム・画像デジタル化を実施している機関33.1%ある。②行政文書などはその後も保管が74.4%、③編さん資料についても保管が54.7%であった。



◎Ⅱ-7 地域史料の保管方法について、マニュアル等を作成していますか？

保存方法のマニュアルの有無について「a. ある」が2.3%、「b. ない」が94.7%とほとんどの機関でマニュアルが作成されていないことが分かった。近年、史料の保存管理に関する書籍が多数刊行され、現場での業務のテキストとなっているが、それらを参考にした機関独自の保存マニュアルの作成までなかなか至らないというのが現状であろう。

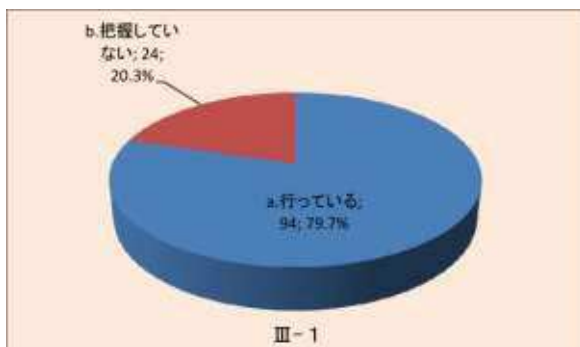


（3）「Ⅲ 個人管理の地域史料について」

「Ⅲ 個人管理の地域史料について」では、行政の管理下でない個人所蔵の史料について尋ねた。災害が発生した場合、行政の管理下にある史料は施設が甚大な被害を受け、史料が火災や津波で消失しない限り、その所在の把握が可能である。しかし個人所有の場合、被災の程度や所有者の状況により被災後の事情が大きく異なってくる。その場合、史料の救済にあたる際に、どの程度まで被災前の史料の内容を把握していたかが重要な鍵となってくる。その現状を知る意味でこのような項目を設けた。

◎Ⅲ - 1 古文書（個人所蔵文書）の所在調査を行っていますか？

所在調査については、「a. 行っている」と回答したのが 79.7%であった。a のうち、確認調査の種類については、「イ. 自治体史の編さんに伴う所在確認調査」が 69.1%と最も多く、実施された年代は昭和 40 年代～現在継続中まで各自治体によって差があった。また、県内の機関では「ア. 昭和 53 年実施の埼玉県古文書所在確認調査」の回答が多かった。他の県でも例えば秋田県公文書館では、平成 6 年～13 年、平成 20 年～現在まで「県内市町村古文書所在確認調査」を行っている。この他、「エ. 寄贈・寄託の申請」も 43.6%と多い。このような潜在的に地域に現存する地域史料を発見または寄贈・寄託いただくためにも、自治体からの所有者への継続的な宣伝や啓蒙が必要かもしれない。



◎Ⅲ - 2 過去に調査をした古文書について、追跡調査を行ったことがありますか？

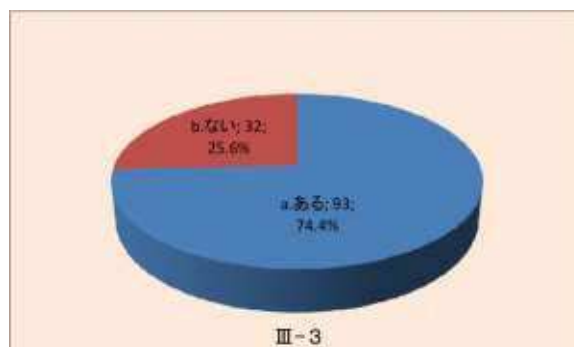
追跡調査については、「b. ない」が 66.7%で、「a. ある」の 33.3%を上回っている。実施されている場合でも、「随時」や「原則毎年」などのような定期的に実施される回答は少なく、多くは期間的に単年で実施されている。埼玉県立文書館では平成 11 年

から昭和 53 年実施の古文書所在調査の追跡調査を行い、多くの成果を得た。その中には、所在不明となった史料もあり、古文書などの民間史料は、自治体の文化財指定がなければ所在把握の継続が難しい面があることも表している。



◎Ⅲ - 3 古文書のうち、指定文化財はありますか？

指定文化財の件数については、「a. ある」が74.4%（93件）、「b. ない」が25.6%（32件）となっている。指定文化財の管理は、所有者（個人）に任されているというのが実情である。古文書を扱う機関では、各所有者に対する保存方法のレクチャーなどの実施が望まれるところである。



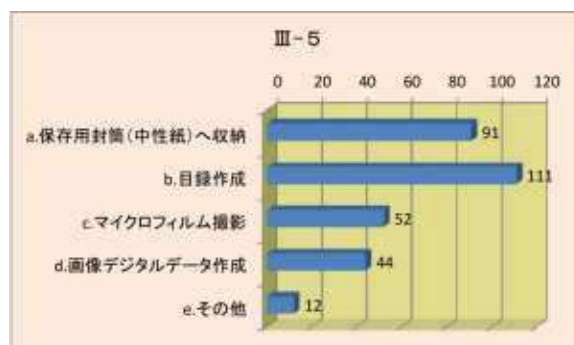
◎Ⅲ - 4 古文書の整理作業は行われていますか？

整理作業の実施については、「b. 一部整理済み」が66.1%と最も多く、次いで整理済みが24.2%で9割以上が何らかの形で整理を進めていることがわかる。



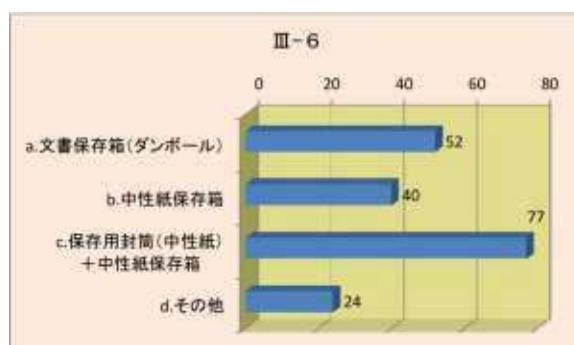
◎Ⅲ - 5 古文書の整理作業はどのようなものですか？

本設問は一般的な古文書の整理の段階にしたがって回答項目を設定した。回答は「a. 保存用封筒（中性紙）へ収納」が81.3%、「b. 目録作成」が99.1%とこの段階までが最も多い。前項で「整理済み」「一部整理済み」の回答を受けての質問項目であることから、整理を実施（整理済み・一部整理済みを含む）しているものについては、資料を保存・活用するための一応の整理が行われていると言えるだろう。



◎Ⅲ - 6 古文書はどのように保存されていますか？

保存方法については、複数回答であるものの、「c. 保存用封筒（中性紙）+中性紙保存箱」が68.8%と最も多い回答であった。次いで「a. 文書保存箱（ダンボール）」、「b. 中性紙保存箱」の順であるが、前に質問項目にあった行政管理の地域史料の保存方法とあまり変わりはないようである。



◎Ⅲ - 7 古文書の保管方法や非常時の連絡等、所蔵者のためのマニュアルや案内を作成していますか。



マニュアルの有無については、「b. ない」と回答した機関が 90.8%であった。「a. ある」は埼玉県内で 1 件・県外で 5 件の回答があり、新資料協（新潟県）の「古文書保存・整理の手引き」の他、広島県立文書館や福井県立文書館でもマニュアルや案内が作成されている。

(4) 「Ⅳ 保存施設について」

「Ⅳ 保存施設について」では、史料の保存施設の置かれている環境や史料を保存している場所の概要について尋ねた。設計年により耐震構造かどうかは分かれるが、どの程度の施設が災害に配慮して計画・設計されているか、その傾向を知ることができればと考え、問題を設定した。

◎Ⅳ - 1 保存施設が立地している地形はどこですか？



保存施設が低地にあるのは、51.1%である。保存施設の約半数は低地に立地している事がわかる。次いで、台地が 27.7%と続く。低地と台地で 78.8%を占め、全体の約 4 分の 3 を占める。これは、土地の利用上、保存施設という規模の大きさの建物を建設すると、それなりの土地面積を要することから、田畑利用をしている土地を選択せざるを得ないからであろう。

◎Ⅳ - 2 保存施設の周辺は、どのような環境ですか？

保存施設が住宅街にあるのは、49.0%である。保存施設の周辺は、約半数が住宅街



に立地していることがわかる。これに次ぐのは、河川の近くが 20.3%、田畑が 14.6%である。双方とも住宅地に多いのは、保存施設は単独利用ではなく公共施設に付随するものなので、メインは公共施設である。よって、住民の利用しやすい住宅地に建設されることが考えられる。

◎IV - 3 地域史料を保存している場所はどこですか？

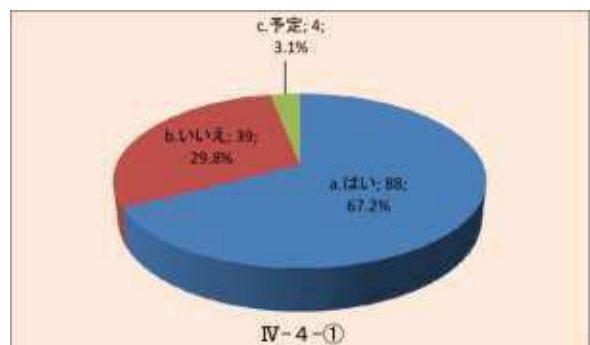
博物館・資料館が 23.7%、庁舎内が 20.3%、公文書館と旧公共施設が 14.7%である。保存場所を「g. 旧公共施設」と回答した機関のうち、最も多い利用先は廃校になった学校や余裕教室である。次いで多いのが、旧公共施設である。昭和時代に建設された建物が多く、中には明治期に建設されたものもある。これは、公共施設の新築により、まだ建て壊しの予定がない施設を暫定的に使用しているものと思われる。また、これらの施設の維持管理が、当該自治体で行っているため、関係部署との交渉で比較的楽に保存施設として活用が図られるからであろう。



◎IV - 4 現行保存施設についてお聞きします。

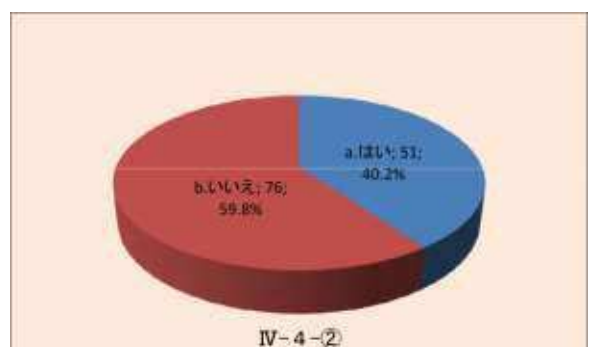
①保存施設は耐震設計されていますか？

耐震設計については、「a. はい」と回答した機関が 88 機関、67.2%である。これに対して、耐震設計がされていない保存施設は、29.8%である。耐震設計がされていない施設は建築基準法で現行の耐震基準が導入された昭和 56 年（1981）以前の建築が大半を占めるであろう。



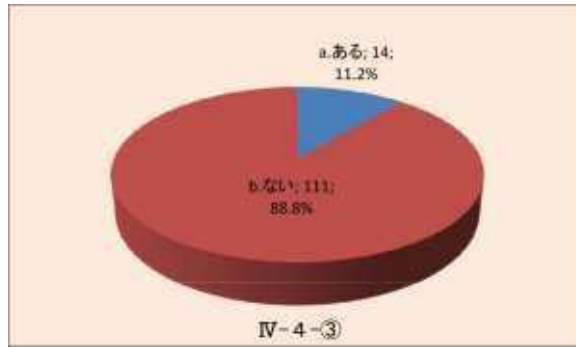
②災害に配慮した施設づくりになっていますか？

災害に配慮している状況であるが、「a. はい」と回答したのは 40.2%である。その状況であるが、土蔵型書庫（火災用）・収蔵庫が 2 階（水害用）・免震機能付書架（地震用）・不活性ガス消化設備（火災用）などであり、その地域で想定される災害を意識しているのでであろう。これに対して配慮されていない状況は、59.8%となっている。



③災害に対して、対応マニュアルはありますか？

災害に対する対応マニュアルがあるのは 11.2%である。このマニュアルは、自治体全体としての防災計画・マニュアルが大半であり、地域史料を対象としたものは少なく、地域史料を対象としたマニュアルは、県内で 96.2%、県外では 83.6%で作成されていない。

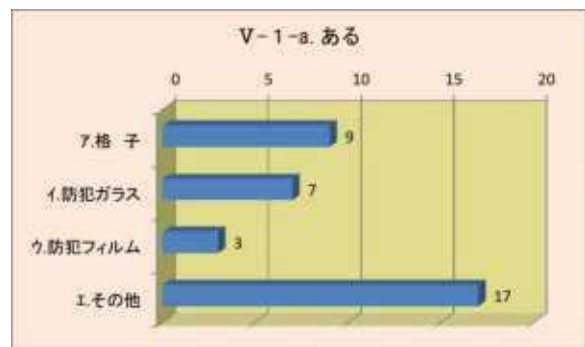
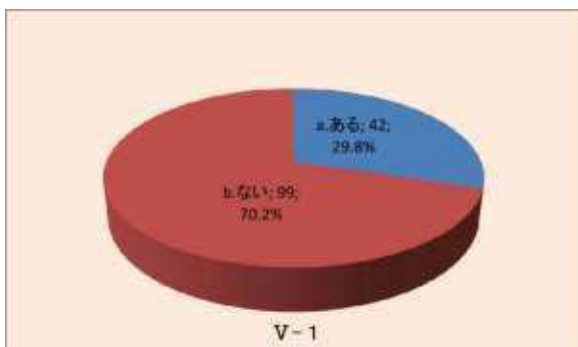


(5) 「V 保存施設の設備について」

「V 保存施設の設備について」では、施設内の防犯設備や防災設備の設置状況などを尋ねた。

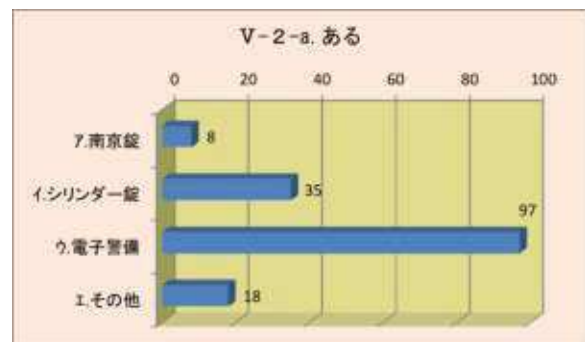
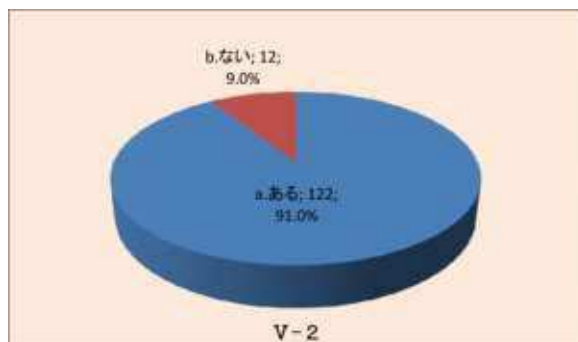
◎ V - 1 保存施設の出入口や窓などに侵入防止装置はありますか？

侵入防止装置については、「a. ある」と回答した機関が29.9%、「b. ない」と回答した機関が70.2%となっている。



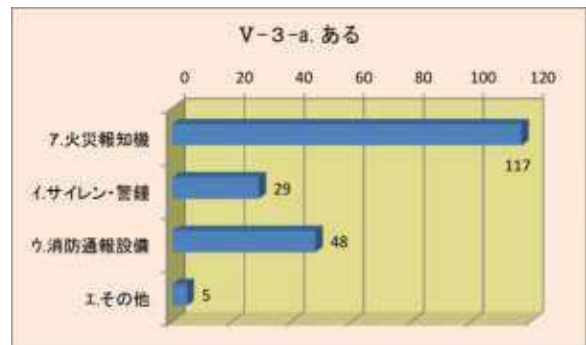
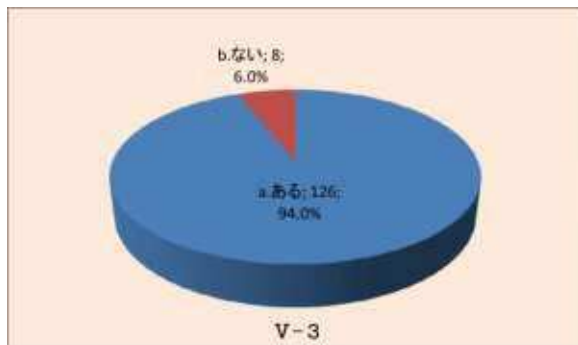
◎ V - 2 保存施設の防犯警備システムはありますか？

施設の防犯警備システムは122機関、91.0%が「a. ある」と回答している。中でも「ウ. 電子警備」が97機関、79.5%と多く、システムが普及している状況がわかる。「その他」の事例としては、夜間巡回警備や警備員常駐などがあげられている。



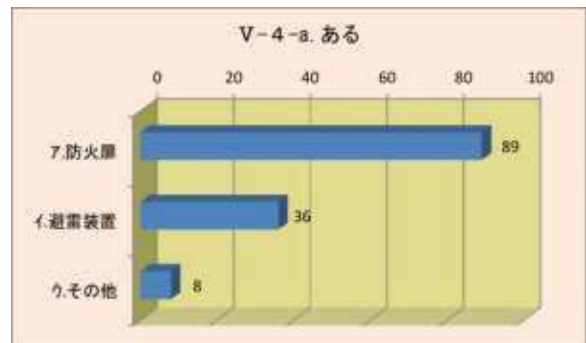
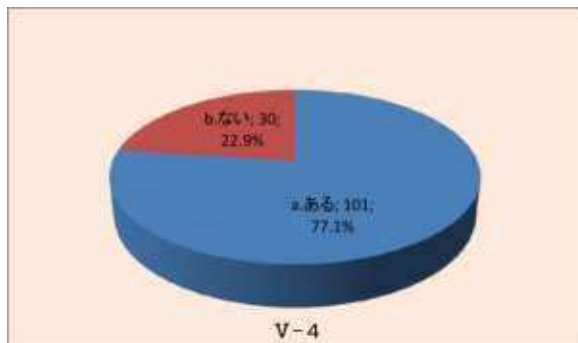
◎ V - 3 保存施設の火災警報設備はありますか？

施設の予防設備は94%が「a. ある」との回答であった。このうち、消防法で設置が義務付けられている火災報知機は「a. ある」と回答したうちの92.9%が設置している。



◎ V - 4 保存施設の火災予防設備はありますか？

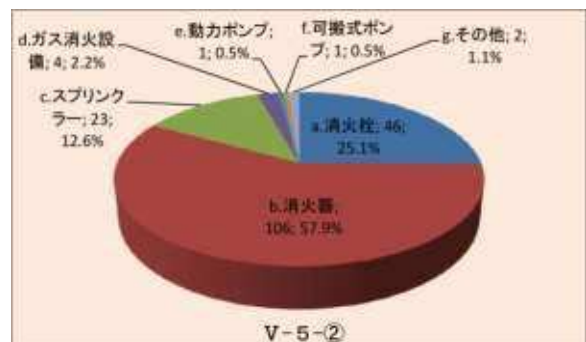
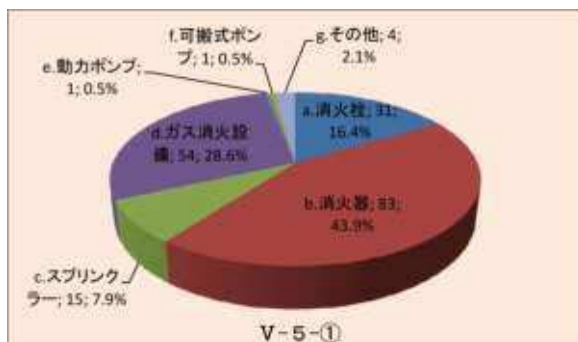
火災予防設備については、77.1%の機関で設置している。「ア. 防火扉」は消防法で設置が義務付けられている施設が多いため、88.1%となっている。「イ. 避雷装置」は、火災予防に加えて、現在では落雷時のパソコンへのシステム障害への予防という役割がある。



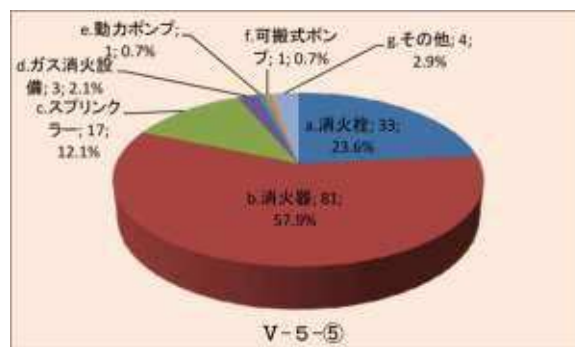
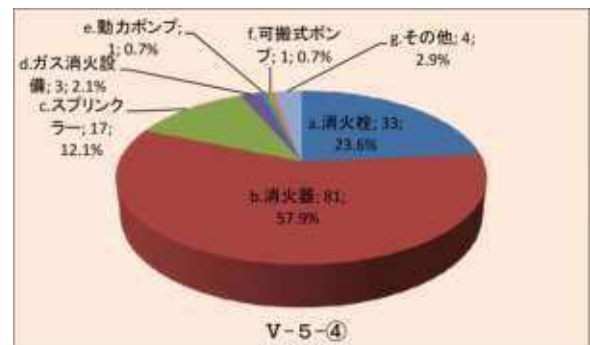
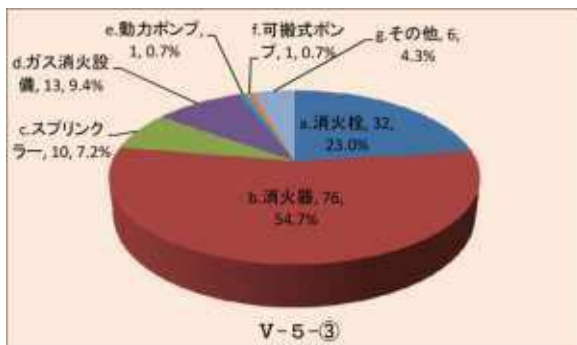
◎ V - 5 保存施設を含む各所の消火設備はどれですか？①～⑤それぞれについて次のa～gより選択してください。

- a. 消火栓 b. 消火器 c. スプリンクラー d. ガス消火設備 e. 動力ポンプ
f. 可搬式ポンプ g. その他

①収蔵庫 ②一般事務室 ③展示室 ④閲覧室 ⑤その他

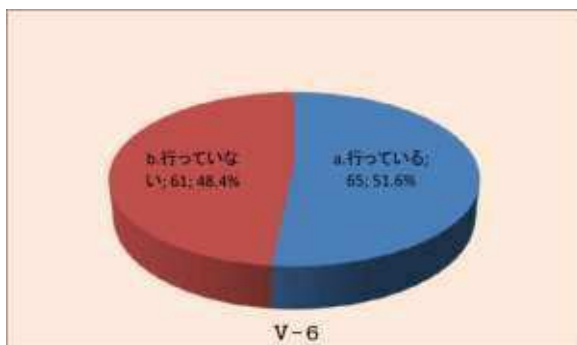


いずれの部屋でも、消防法で設置が義務付けられている「a. 消火器」の設置率が最も高い。収蔵庫内で「d. ガス 소화設備」を設置している機関が 54 機関、28.6%となっている。



◎ V - 6 設備などの災害対応はどのような措置を行っていますか？

災害対応については、「a. 行っている」が「b. 行なっていない」を若干上回る結果となっている。「b. 行なっていない」の内訳は、「ウ. 器具による固定」が 63.1%と最も多く、ついで、「エ. 落下・転等防止」が 47.7%となっている。展示室を持っている機関がどうかで対応に大きく差が出る場所だろうが、免震台を導入している機関が 4 機関と少なかった。

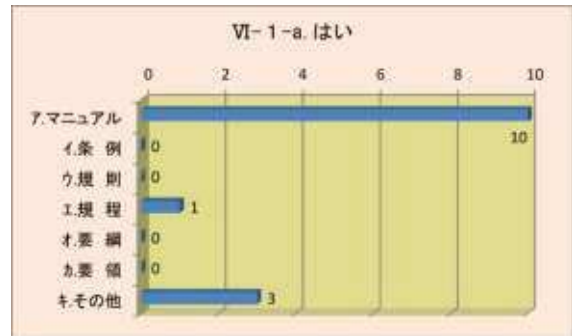
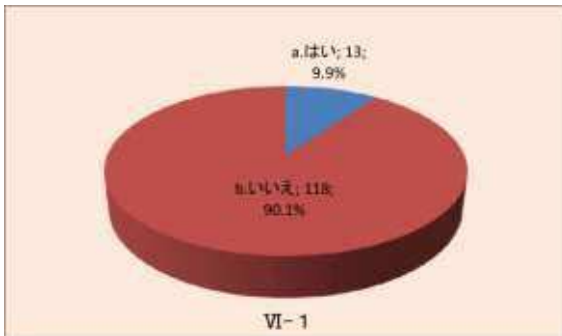


(6) 「VI 組織について」

「VI 組織について」では、防災組織・体制の設置や位置付けについて尋ねた。災害発生時に組織が機能するかどうかは、被害対応の第一歩であり最も重要な点である。災害に対する組織づくりの進み具合、その状況を知るために問題を設定した。

◎VI-1 地域史料の防災組織・体制について明文化されていますか？

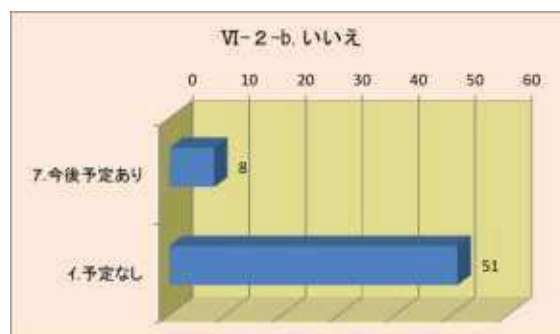
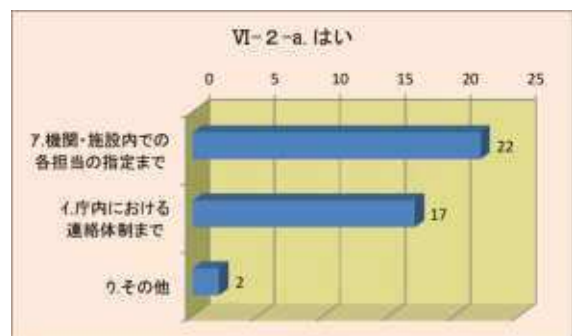
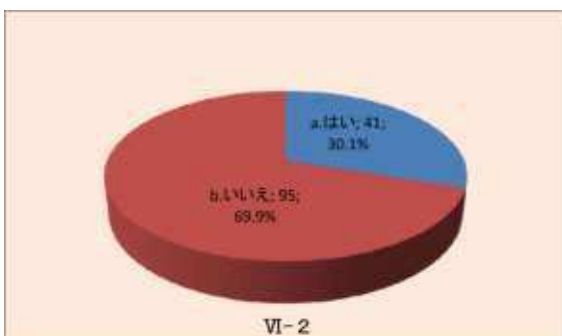
「b. いいえ」と回答した機関が 118 機関、90.1%で、機関の中で防災組織や体制の積極的な位置付けがなされていない場合が多いことがわかった。「a. はい」と回答した機関のうち、「ア. マニュアル」と回答した機関が 10 機関、71.4%となっている。条例・規則で位置付けのある機関はなく、規定や内規で措置している機関が 2 機関あった。



◎VI-2 地域史料保存機関・施設独自の防災組織・体制を定めていますか？

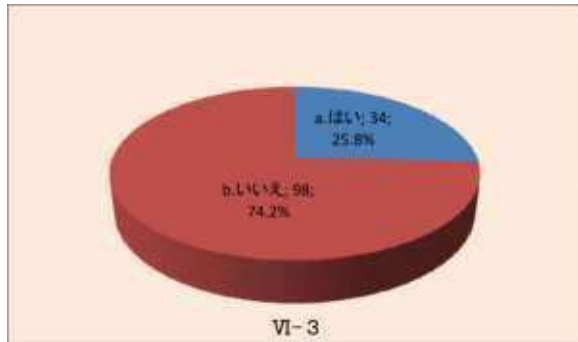
「a. はい」と回答した機関が 41 機関、30.1%あった。この内訳は、「ア. 機関・施設内での各担当の指定まで」が 53.7%と半数を占めている。機関内の裁量で決定できるものについては、措置がしやすいことの現われであろう。「庁内における連絡体制」は役所の防災体制全般の中に、機関が位置付けられていることを含んでの回答であろうと思われる。

「b. いいえ」と回答したのは 95 機関、69.9%であった。このうち、今後予定なしと回答したのが 51 機関、53.7%とあり、回答数 136 機関のうちの 37.5%となっている。VI-2 の設問とあわせて、組織に関しては、これから対応しなければならない課題が多いことが判明した。



◎VI-3 他の自治体や大学・研究機関など、連絡および組織的連携を図っていますか？

「a. はい」と回答した機関が 34 機関、25.8%となっている。このうち、半数以上の機関が埼史協などの史料保存連絡機関への参加をあげている。情報交換や研修会参加への機会を求めて実施していることの現れと思われる。具体的な事例をあげると、「共同で事業（セミナー・講演会など）を行う」「共同研究として資料調査などを行なっている」「救出活動を共同で行っている」「古文書整理などについて指導を受けている」「災害時の相互協力協定を締結」などとなっている。



の機会を求めて実施していることの現れと思われる。具体的な事例をあげると、「共同で事業（セミナー・講演会など）を行う」「共同研究として資料調査などを行なっている」「救出活動を共同で行っている」「古文書整理などについて指導を受けている」「災害時の相互協力協定を締結」などとなっている。

(7) 「VII 地域史料ならびに保管施設の被災について」

「VII 地域史料ならびに保管施設の被災について」では、過去の災害による被害の事例について尋ねた。VII-1 は東日本大震災より前の災害について、VII-2 が東日本大震災の事例となっている。

◎VII-1 過去に地域史料ならびに保管施設が被災したことがありますか？

(ただし、平成 23 年 (2011) 東日本大震災の被害は除く)

「a. はい」と回答した機関が 21 機関、15.1%であり、「b. いいえ」と回答したのは 118 機関、84.9%であった。「a. ある」と記入したうち機関のうち、下記の事例を掲載した。なお、機関名・自治体名は省略した。

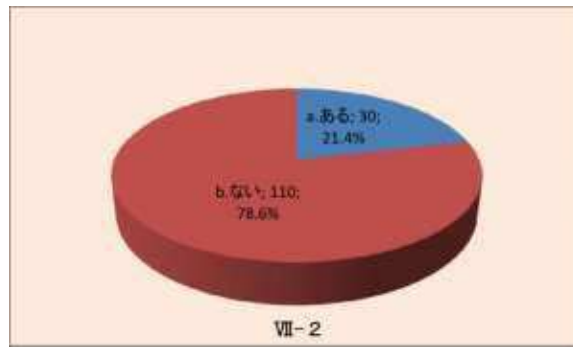
災害発生日時	災害種類	被害地域史料及び保管施設等の名称	被害状況
昭和 36 年 9 月 16 日	第二室戸台風	町役場書庫など	町域の 90%以上が浸水し、建物の 1 階にあった古文書など記録類は廃棄された（水損）。
平成 4 年 12 月 17 日	火災	市内旧家所蔵の古文書	築年数不明。全焼。消火活動により古文書が水浸しとなった。
平成 7 年 1 月 17 日	阪神・淡路大震災	資料館	鉄骨鉄筋コンクリート 9 階建、築 20 年 壁面亀裂多数 書架など倒壊
平成 7 年 1 月 17 日	阪神・淡路大震災	文書館	鉄筋コンクリート 3 階建 昭和 13 年築（旧館） 壁面、柱、床面に亀裂

災害発生日時	災害種類	被害地域史料 及び保管施設 等の名称	被害状況
平成7年1月17日	阪神・淡路大震災	文書館	鉄骨鉄筋コンクリート3階建、築7年 館地下床面コンクリ亀裂数メートル
平成7年1月17日	阪神・淡路大震災	市役所	鉄骨鉄筋コンクリート地下3階、地上8階 築22年壁面コンクリートラック全体破損
平成7年1月17日	阪神・淡路大震災	資料館	鉄骨鉄筋コンクリート、地上3階、地下1階、1985年開館、壁面コンクリ亀裂、周辺地盤沈下
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	文書館	館壁面コンクリートの亀裂
平成16年7月	水害	福井県内 嶺北地域	約70棟、床上浸水約4,000棟
平成17年3月2日	事故	図書館	消火用送水管によるテスト作業中、放水口の弁が開いたまま放水したため仮置き古文書が被害を受けた
平成18年7月22日	豪雨による浸水	旧役場庁舎	庁舎の1階、床上40cm浸水
平成21年8月	雨漏り	文書館	鉄骨鉄筋コンクリート2階建、築50年、屋根亀裂 段ボール19箱分濡れてカビ発生
平成22年9月30日	空調設備の故障	文書館	1階の空調設備から水漏れ、地下1階中間書庫の天井に溜まり、水滴が落下、段ボール箱の文書が水損、乾燥作業に数日を要す
平成23年	大雨	市史編さん室	雨漏りのため、史料水損
平成23年5月12日	雨漏り	図書館	鉄骨鉄筋コンクリート3階建、築35年 屋上の排水口、落葉などが塞ぎ 浅野文庫室の資料約100点が水濡れ

◎VII-2 平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東京電力福島第一原子力発電所事故による影響を含む）において地域史料及び保存施設などに被害はありましたか？

「a.ある」と記入した機関が140機関中、30機関、21.4%となっている。県内の具体的な事例については、最も被害の大きかった大風会館をはじめ、このあと第2節

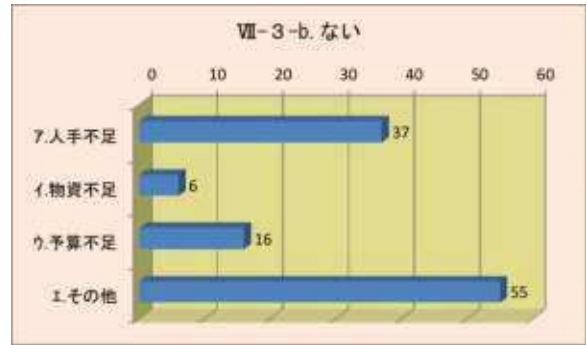
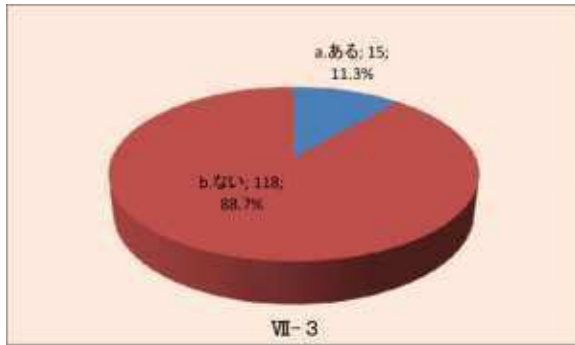
(61～68頁)で詳述する。



◎VII-3 これまでに災害が発生した際に、所蔵者が個人の地域史料などの被害の確認は行いましたか？

「a. はい」と回答したのは11.3%、「b. ない」と回答したのは88.7%である。具体的な事例としては、次のとおりである。

災害発生日時	災害種類	保管場所	被害状況と対処
平成4年12月17日	火災	木造家屋古文書	消火活動により水浸しになった古文書を日本で初めて真空凍結乾燥により救済した。
平成7年1月17日	阪神・淡路大震災	住居・土蔵など	建物全壊、屋根崩落その他 保存状況確認、史料搬出作業を実施
平成7年1月17日	阪神・淡路大震災	土蔵	損傷、壁面亀裂など。整理など
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	文書蔵（土蔵）	壁面の破損など
平成13年3月24日	芸予地震	土蔵など	土蔵の壁が崩落し瓦がずり落ち内部の資料が散乱したため現状記録をとり資料を移動させた
平成17年10月9日	地震	石垣	壁面亀裂（資料への影響はなし）
平成23年3月11日	地震	県内各地の個人宅土蔵など	土蔵や収蔵庫の倒壊、損壊、（屋根瓦崩落、壁面亀裂など）、被災状況の調査および被災文書の救済保全活動を実施
平成23年3月12日	地震	土蔵	倒壊
平成24年5月6日	竜巻	個人宅	土蔵や収蔵庫の倒壊、損壊、（屋根瓦崩落、壁面亀裂窓ガラス破損など）市教委ほかとともに被災状況の確認等を行う



(8) 「Ⅷ 地域史料の災害発生時の対応について」

「Ⅷ 地域史料の災害発生時の対応について」では、東日本大震災発生時の対応について、被災史料があった場合の対応を中心に尋ねた。

◎Ⅷ - 1 東日本大震災発生時の地域史料被害への対応についてお聞きします。

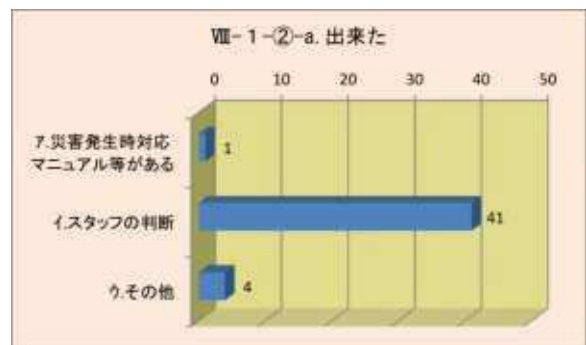
①災害発生後、保存施設内の資料の状況確認を行うことはできましたか？

「a. 直ちに出来た」が 43.6%、「b. 安全が確認されてから出来た」が 42.7%と合計すると 86.3%となっている。保存施設でも、発生時の施設内の状況や周囲の環境、展示公開している場合と収蔵の場合では対応が変わってくるであろう。地震発生直後と安全確認後あわせて8割以上が状況確認を実施していることは、災害発生後の資料保存担当者がその業務上最初にとるべき行動の何かが浸透しているといえよう。



②資料の状況確認の際、被災した資料の状況を記録することができましたか？

直後の状況を記録したのは 59.7%となっている。このうち災害発生マニュアルに基づいての行動は1件と、マニュアル作成状況の低さを物語っている。89.1%がスタッフによる判断に基づいており、発生時に主力となるのは機転の利くマンパワーであることをうかがわせる。なお、出来なかった理由としては、被災資料がなかったことに加え、マニュアルがない、詳細を把握している職員がないなどがあがっている。



③保存施設などにある収蔵資料が移動、もしくは棚から落下などした場合、その後の処置はどうしましたか？



「a. その場で現状に復帰」、「b. 被害状況を確認して現状に復帰」が62.7%となっており、時間をおかないで現状に復帰させているのがうかがえる。被災状況により差があるが、破損がなければその場で直ちに現状復帰させている状況がうかがえる。

④保存資料が破損した場合に、その後の処置はどうしましたか？



被害の状況が様々であり、一概にはいえないが、被害があった19機関のうち、現状を記録してから撤去したが11機関あり、被災状況を記録してから次への行動に移ろうとしていることがうかがえる。

◎VIII-2 保存施設に収蔵していない資料の被害への対応についてお聞きします。

①災害発生後、収蔵資料以外の資料について、被害状況などの調査・確認を行いましたか？



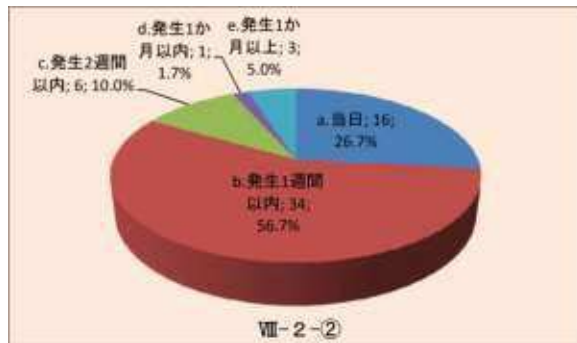
発生後、施設外の資料の状況確認を行った機関は54機関、56.8%となっている。文化財保護担当の場合、確認は指定文化財中心となると推定される。なお、行わなかったと回答した22機関の中には、被害がなかった西日本の機関などが含まれる。

②2-①で「a. 行った」と回答した場合、確認調査を行ったのは災害発生後、どのくらい経過してからですか？

当日が16件で26.7%、発生1週間以内が34件で56.7%、合計で83.4%と確認を実施した自治体の8割以上が1週間以内に確認を終えている。ちなみに埼玉県の場合、当日が29.0%、1週間以内が63.0%となっているが、これは一部を除いて大きな被害がなく、多くの文化財担当者が翌日から通常の業務に復帰できたことによる。

③確認するにあたり、基礎となる資料の台帳や調書などがありましたか？

台帳類があった機関が 40 機関、57.1%である。台帳は指定文化財台帳に加えて地域史料の台帳も含まれると思われるが、その割合は回答からは不明である。なかったと回答した 25 件、35.7%については、民間に所在する地域史料の所在台帳のみを想定して回答している可能性もある。



④被災資料の保存処置などについて、どのような対策をとりましたか？

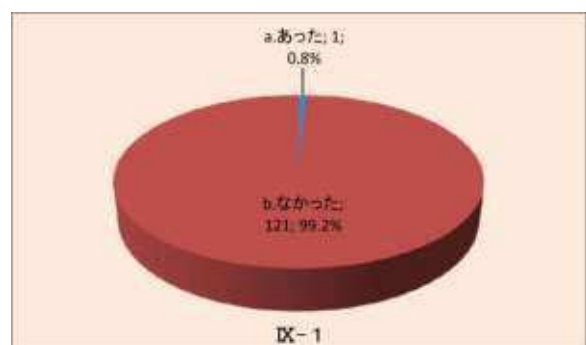
記入欄なので様々な回答（資料編 131 頁）がされており、委託事業で被害調査を行ったところ、修復に補助金をまわしたところなどがあがっている。指定文化財の場合、修復費用など財政的な面のケアが無指定の文化財に比べてしやすい面がある。埼玉県の場合、重要文化財の破損が 1 件あったが、これも国庫補助事業で修復を実施している。指定がかかっていれば行政も動きやすいが、他方で無指定の地域史料の対応をどうするのか、本報告書でも検討しなければならないのはこの分野である。

(9) 「IX 地域史料の復旧対応について」

「IX 地域史料の復旧対応について」では、東日本大震災の復旧対応について、マニュアルや文化財レスキュー、震災後に検討・対応したことなどを中心に尋ねた。

◎IX - 1 東日本大震災以前に、被災資料の復旧に関する行動計画やマニュアルがありましたか？

マニュアルについて「a. あった」と回答したのは 1 機関のみであった。他の 121 機関は「b. なかった」と回答しており、震災以前にマニュアルがほとんど作成されていないことが浮き彫りとなった。



◎IX - 2 1 「a. あった」場合、東日本大震災では行動計画やマニュアルどおりに対応できましたか？



マニュアルがあった場合には相応の対応がとれたとの回答を得た。

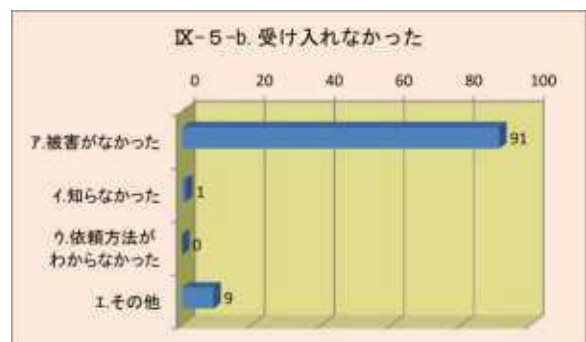
◎IX - 4 東日本大震災以降、復旧に関する行動計画やマニュアルの新設・改正などがありましたか？



震災を受けてのその後のマニュアルや行動計画の作成や改正について、実施した機関が3機関、2.6%、検討中が20機関、17.5%となっているが、全く検討していないと回答した機関が91機関、79.8%あり、具体的な動きにまでは至っていない状況となっている。

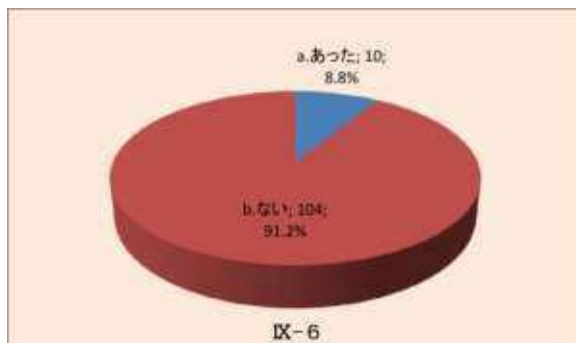
◎IX - 5 東日本大震災の復旧に際して、文化財等レスキュー事業を受け入れましたか？

「a. 受け入れた」と回答したのは1機関だけである。「b. 受け入れなかった」と回答した機関のうち91機関、97.8%は被害がなかったからと回答している。



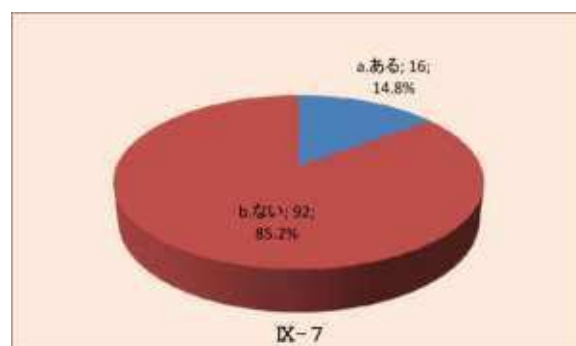
◎IX - 6 東日本大震災の復旧に際して、文化財等レスキュー事業として職員派遣などがありましたか？

「a. あった」と回答したのは 10 機関である。派遣した機関の主な業務内容は、水損した古文書や行政文書の救済や修復作業であるが、行政文書レスキューがその中核となっている。過去にこれだけの行政文書が水災を受けた事例はなく、今回のレスキューで培われたノウハウが今後の指針となってくる。



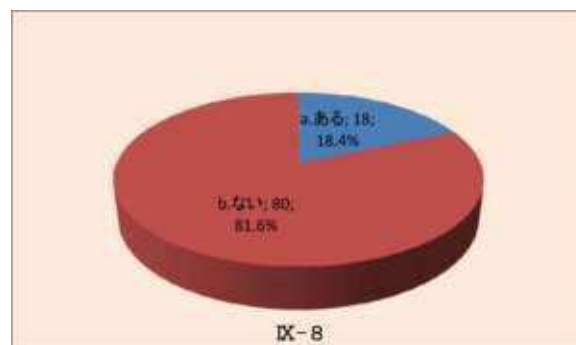
◎IX - 7 東日本大震災の復旧に際して、資料そのもの以外（施設や展示台など）に改修を加えたものはありますか？

「a. ある」が 14.8%、「b. ない」が 85.2% となっており、収蔵棚や展示の補強をした施設もあるが、被害がなく改修を加えていない施設も多い。



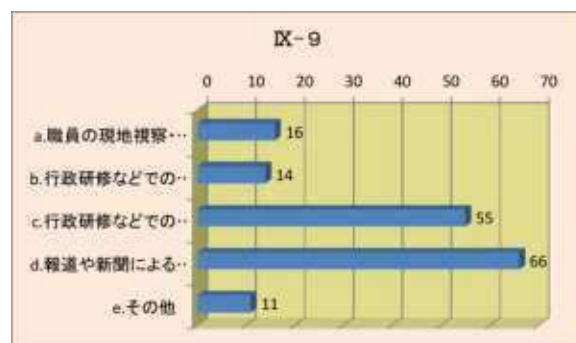
◎IX - 8 東日本大震災の復旧に際して参考とした事例、または、今後復旧が必要になった場合に参考になりそうな事例はありますか？

「a. ある」と回答した機関が 18 機関、18.4%となっている。具体的な事例としては被災現場で考案された水損文書の救済方法や、国の機関が実施した被災史料の復旧に関する手法、文化財レスキュー組織の構築や必要性などがあがっている。



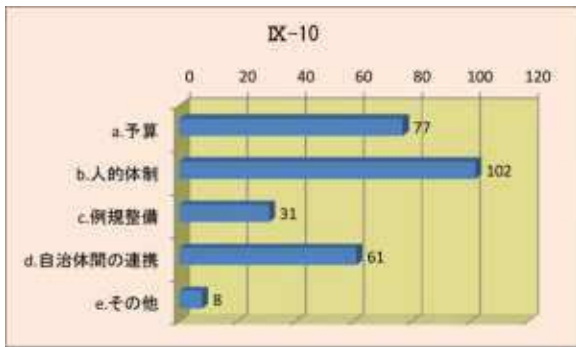
◎IX - 9 東日本大震災被災地での文化財の復旧対応について、担当課（担当係）としてどのようなことをされましたか？

「a. 職員の現地視察・現地派遣」が 16 例、「b. 行政研修などでの復旧に関する学習」が 14 例、「c. 行政研修などでの報告による見聞」が 55 例、「d. 報道や新聞による情報収集」が 66 例となっている。県内外とも、実地ではなく見聞による情報収集が中心となっている。



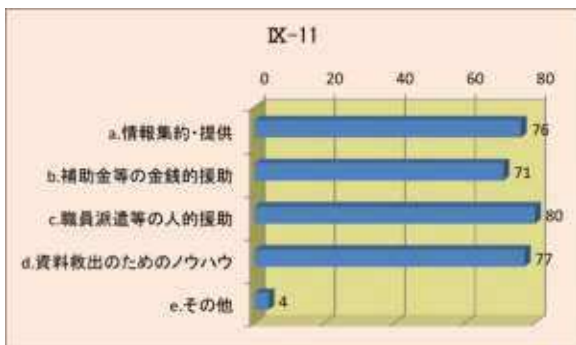
◎IX - 10 復旧の対応をとるにあたり、課題となる点は何が考えられますか？

回答した100機関すべてが「b. 人的体制」を課題としてあげている。そのほか、「a. 予算」が77例、「d. 自治体間の連携」が61例、「c. 例規整備」が31例となっている。しかし、想定規模を大幅に超す災害が発生した場合、史料保存にとって必要となる予算・マンパワーがどれだけなのか、具体的な想定作業すら難しいこともまた現実かもしれない。



◎IX - 11 復旧の対応をとるにあたり、貴自治体以外の機関（国・県・埼玉協などの団体）へ望むことは何が考えられますか？

情報収集、金銭的援助、人的援助、資料救出のノウハウなど、いずれも70~80%の機関が回答していることから、これらが災害発生時に必要な4大要件ともいえる。これらの仕組みを災害発生時にどう機能的に構築し、実施していくかを今後考えていかなければならないし、本報告書の目的もそこにある。



◎ その他、日常業務での取組み、災害時や復興時における地域史料の取り扱いや救出について、ご自由にご意見をお願いいたします。

(この設問についての具体例は資料編135~137頁の集計結果を御参照いただきたい。)

記述内容を概観すると、マニュアルの必要性、日頃からの史料所在状況の把握、他館・他機関との連携、市民との協力体制の構築などがあげられている。マニュアルや史料の所在情報は、今回の震災を受けて改めてその必要性が問われているといえよう。



アンケート集計状況（埼玉県立文書館）

第2節

アンケート調査結果からみる埼玉県内の被害状況

第1項 春日部市における被害

東日本大震災の発生にともない、埼玉県においても大きな被害が生じている。その被害状況については、本章第1節で前述したアンケート結果のとおりである。その中から、特に被害が甚大であった春日部市の事例を紹介する。春日部市では、市役所をはじめ、一般住宅や寺社仏閣、そして公共施設においても多大なる被害が生じた。なかでも、市史編さん室が設置されている大風会館では、甚大なる被害が生じ、展示室や史料を保管している各部屋は、崩壊する危険性が想像されるほどの被害が生じた。

このような事から、未曾有の大災害である今回の地震の発生によって展示や史料の保存施設として機能を果たせなくなった事例の報告と、春日部市内における被害状況や避難の状況について報告するものである。

地震発生による市民対応が必要となる中、大地震における記録が一部ではあるが残せたことは、今後の資料として後世に伝え、次なる災害の襲来における防災対策の一助となることを望む。

以下に、春日部市における地震発生からの状況を記す。

I 地震の発生

平成23年3月11日（金）午後2時46分に、海溝型巨大地震が発生した。この地震は、マグニチュード9.0のエネルギーの規模を持つ世界観測史上、4番目の大きさの地震である。気象庁は、この地震を「平成23年東北地方太平洋沖地震」と命名した。

II 地震直後の状況

地震発生直後、文化財保護課の事務所内では、さほどの大きな被害が目に見えて生じたわけではなかったが、地震に関する情報収集と文化財整理室での臨時職員の安全確認を行った。また、郷土資料館では、来館者の有無や展示室および収蔵庫内の被害状況の確認を行った。その結果、収蔵庫では、電動ラックがレールから脱線する被害が生じたので、ただちに入室禁止の措置がとられた。

地震発生から続いていた大きな揺れが落ち着いたころ、建物の外の状況を把握するために屋外を確認したところ、隣接している小学校で、非常階段から児童達が防災頭巾を被り避難している様子が見えた。この地震は、関東大震災以来の大きな地震の発生であり、地震発生からその後の状況について、後世に記録を残すべき出来事であると感じ、この状況を写真撮影するため小学校へ向かった。

小学校では避難訓練ではなく、実際の避難という大変な中、校長先生には災害の重大さから撮影を行い記録に残す許可をいただいた。撮影は、先生方の指示のもと続々と児童達が校庭に避難してくる様子、地震による校舎内の壁面の崩落や地面の亀裂な



春日部市教育センターの被害状況



市内小学校の避難状況



市内小学校の避難状況

第3章



春日部駅西口の封鎖



市内神社の灯ろう倒壊状況



市内寺院楼門の柱の軸部が礎石上で移動

どを中心に撮影を行った。度重なる余震がある中での撮影であったため、非常に危険な状況であった。

そのころ、日光道中四番目の宿場である粕壁宿の町中では、屋根瓦の落下をはじめ、様々な被害が生じているとの情報が入ってきた。市内の被害状況の把握とともに、これらの被害の記録を残すことも必要であることから、災害の記録写真の撮影を行うため町中に出向いた。町の中では建物の瓦や外壁が落ちている状況がいたる所で見受けられ、建物内部の状況の酷さが想像出来るほどであった。街路灯の灯具も落下しており、もし、人に当たっていたら大ケガをしていたことであろう。

Ⅲ 被害状況の確認

地震発生の翌日は、郷土資料館の館内点検のために臨時休館の措置がとられた。また、市内各地に点在する指定文化財を中心に各種文化財の被害状況の確認を行った。一番懸念されたのが有形文化財であった。神社や寺院では石塔類の倒壊が著しく、中には市指定建造物の楼門の柱の軸部のズレが顕著であり、すぐに倒壊する危険性は低いものの、非常に危険な状態であった。そして、被害を受けた時の状況を所有者から聞き取りを行い、被災状況の写真を撮影した。

Ⅳ 大凧会館

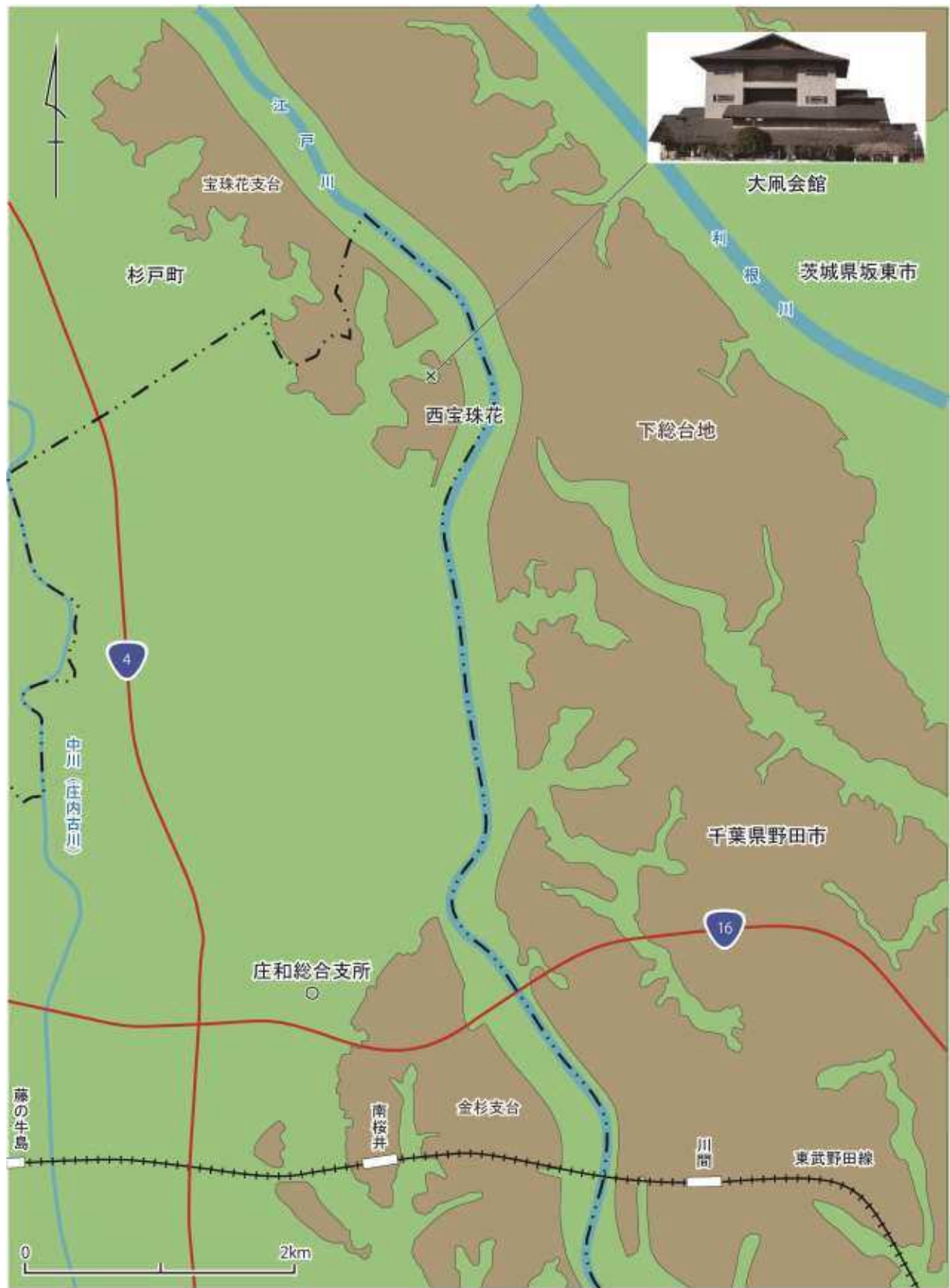
◎概要

春日部市の西宝珠花地区では、江戸時代後期の天保12年(1941)に浄信という巡礼の僧がこの地を訪れた。その際に、凧を揚げて養蚕の豊凶を占うことを勧めた。凧が「舞い上がる」と「繭が上がる」に通じるとのことで始められたものである。現在では、大凧あげ祭りとして毎年5月3日と5日に行われている。この大凧は、縦15メートル、横11メートル、重さ800キログラムで、いわゆる「百畳敷の大凧」といわれている。この伝統行事である大凧あげ祭りと郷土の歴史と文化を紹介する施設として平成2年度に竣工したのが大凧会館である。大凧会館は、大凧の実物展示のため、1階から4階までが吹き抜け構造になっている建物である。2階の一部に歴史資料室が設けられ、3階に展示施設はなく、4階は休憩室および展望室となっている。市の中では、観光施設として位置付けられており、商工観光課が所管している。

◎周辺の地形

春日部市は埼玉県東部に位置し、その大部分が中川低地上に相当するが、市域の東部には下総台地、西部には大宮台地が中川低地に向かって張り出している。その中で大凧会館は、春日部市の北東部に位置し、江戸川の右岸に所在する。周辺には、縄文時代からの遺跡が多く点在する下総台地宝珠花支台が広がる地域である。

この支台は、開析谷が樹枝状に入り込み複雑な様相を呈している。大凧会館はその開析谷にあたる部分、いわゆる「谷津」と言われる場所に立地している。周囲は洪積台地に囲まれているものの、この場所は沖積層で構成されている地域である。



下総台地に開析谷（浸食などの影響により谷が刻まれる）が、樹枝状（木の枝のように複雑に）に入り込んだ様子がみられる。

春日部市北東部の地形

◎大風会館の閉鎖

地震発生前の大風会館は、団体客の来館があり多数の人たちが大風の展示を見学していた。

地震は、見学者が退館した後の約30分後に発生したため、幸いにもケガ人が生じる事はなかった。地震発生直後から館内では、天井の崩落や照明器具の落下をはじめ、壁の剥落や展示資料の破損と甚大なる被害が生じた。床面は足の踏み場もないほどの状況であった。館内の被害状況は次のとおりである。

●1階展示室…壁面に展示してある実物大の大風四張りは、落下はしなかったものの、風の紙張りは大きく破れた。また、床面全体に天井や照明器具が落下したため、展示ケースや展示パネルに直撃し大きく破損した。

●2階歴史資料室…庄和地域で出土した考古資料や収集した民具資料が展示されていたが、天井の落下や壁面が大きく剥落した。また、資料は倒壊および破損をした。なお、このスペースの展示のみ、文化財保護課の所管となっている。

●4階展望室…天井を構成するほとんどの部材は崩落し、人の立ち入りが出来ないほど甚大なる被害を受けた。

以上が、大風会館で確認することが出来た被災状況の概略である。

このような被災状況の中では、大風会館内での執務が困難なことから事務所の移転が行われた。市史編さん室においても例外ではなく、事務所の移転を行い、庄和総合支所（旧庄和町役場）の一室を借用して業務を行っている。



1階展示室



1階展示室



1階展示室



2階歴史資料室



2階歴史資料室



4階展望室



休館中の大風会館（平成25年）

◎今後の大風会館

このように、甚大な被害を受け休館中の大風会館であるが、度重なる余震により被害が拡大している状況である。大風会館は春日部市の観光施設で、今後の来館者の安全性や改修などについて深い考察を加えるため、被災直後の5月には市管財課技師による大風会館被害状況調査が行われた。その結果、下表の調査結果が得られた。

◆大風会館被害状況調査結果

場所	被害状況
1階展示室	天井仕上げの落下、上部内壁落下、照明設備落下
2階歴史資料室	内壁落下、北側外壁が外部側に倒れ（剥落の危険性）
4階展望室	天井仕上げおよび下地材、設備機器の落下、東側バルコニー外壁の剥落、ガラスの破損
外部	A L Cに割れ、タイル張り部分割れおよび欠落

※調査はあくまで目視できる部分

調査結果を受けて得られた所見は、

- ・東日本大震災による建築物への影響が甚大である。
- ・構造：構造躯体へ影響が生じていることから、調査が必要と思われる。

- ・外部：北側外壁は剥落する危険性が高いことから、全面的な調査が必要と思われる。
- ・改修した場合に、建物の耐用年数が一般的な鉄骨造の45年の残年数か、延長可能かの考察も必要と思われる。
- ・以上のことから、第三者機関による調査が必要と思われる。

上記の所見が出されたことで、平成24年3月に第三者機関による「春日部市大風会館建物状況調査業務」を実施し、建物補修ならびに補強などの整備方針について検討を行った。

補強工法として耐震工法、制震工法、免震工法については、大風会館の建物平面形状が大きくコスト増となり不適との結果であった。また、建物を補強し耐震復旧した場合と建物を解体して同規模の施設を建築する場合との費用比較検討を実施したところ、ほぼ同額の概算費用が報告された。

この建物状況調査の結果を踏まえて、早期の危険回避および今後の大風会館のあり方、地域や利用者など施設の包括的な検討を行うにあたり、正確な解体費用の積算および解体工期などの把握が必要になることから、平成25年度に「大風会館解体設計委託」を実施している。そして、平成26年度には解体される予定である。

第2項 埼玉県内におけるその他の被害

埼玉県内の東日本大震災による被害の実例は第1項で記述したとおりであるが、春日部市の事例ほどではないが、県内各地での被害状況もアンケート結果から把握することができた。また、今回の大震災が引き金となって新たな被害として原子力発電所の事故による影響も生じている。これらの被害状況を次表(68頁)のとおり一覧にした。

被害が生じた場所は、史料を保管している市役所、旧公共施設、博物館ならびに資料館、文書館などである。

収蔵施設ごとに被害状況をみると、市役所および旧公共施設は、閲覧や展示を行う施設というよりは現用文書の保存年限が切れるまでの保管や一部の歴史的公文書を収蔵する目的で用いられるケースが多く、主に収蔵棚の破損や倒壊の被害が顕著であり、これにともない文書類が散乱する被害が発生している。被害内容は比較的軽微な状況が多く、すぐに修理や修繕の対応ができる範疇である。しかし、なかには使用不能になったものもある。公共施設の建物が甚大な被害を受け、立入禁止の措置を取るような被害が生じたのは、春日部市の大風会館と秩父市役所の2か所である。博物館、資料館、展示施設、そして文書館では、収蔵棚などの倒壊による破損をはじめ、展示資料や展示パネルの破損の被害も加わっている。

これらの被害に対してどの施設においても、すみやかに修理、修復、修繕が行われている。しかし、建物被害の取扱いには、解体費用の問題や今後の施設利用のあり方について検討が行われている状況である。

◆東日本大震災による被害状況一覧

保管施設	被害状況と対処
市役所	水道管損傷、空調整備配管損傷、外壁クラック、キャビネット破損、一部保管棚の倒壊、立入禁止⇒解体、スチール棚の歪み、キャビネットの脱落
市役所倉庫	棚が湾曲・破損し、使用不能⇒買い替え
旧保健センター	書架の倒壊
旧公民館	マイクロフィルムロッカーの倒壊
博物館	メッシュ天井の一部落下⇒メッシュ天井を結束、防火壁の不具合⇒修理、土器転倒、棚から資料落下、展示用鯨の腹ヒレ落下、施設損傷⇒立入禁止、資料搬出、物品棚転倒
博物館敷地内	放射線量増加⇒除染及びセシウム量の測定。茶畑茶葉は、平成23年度使用停止
資料館	資料転倒⇒修復、固定、ワイヤーが切れ、展示パネルが落下⇒撤去、出入口の修繕、土蔵煉瓦崩落⇒修繕、民具資料小破損⇒修復、収蔵庫電動ラックの一部傾斜⇒撤去、館外壁に亀裂数か所
展示施設	書庫の棚が崩壊⇒入れ替え、民俗資料の破損
文書館	書架倒傾、古文書箱落下

※平成25年1月30日付埼史協第24号（資料編103頁）で実施したアンケート結果により作成

今回発生した東日本大震災の影響によって、電力会社による電力の供給量が大きく低下したため、平成23年3月14日から1都8県（一部地域を除く）で計画停電が実施された。計画停電により通常業務に支障が生じるのはもちろんだが、特に、空調管理を行っている博物館施設などは庫内環境の変化によりカビなどの発生が懸念されたが、幸いにも埼玉県内では、停電時間が短時間であったことから深刻な状況が現れたとの報告はされていない。しかし全国的にみると、停電による空調管理の停止によりカビの発生がみられた事例がある。また、計画停電により、来館者に対する影響もみられた。それは、本来であれば開館中であるが閉館していたり、照明が消灯していたり、暖房が止まっているなど、最適な環境下ではなかったようである。



計画停電中の警察官による交通整理（春日部市 平成23年）